

農薬類の分析検査業務仕様書

甲 和歌山市

乙 受託者

1 原水及び浄水における農薬類分析検査については、次のとおりとする。

(1) 分析項目は、環境省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付健発第1010004号)の別添2「農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト」に定められている農薬類とする。

(2) 分析方法は、環境省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付健水発第1010001号)の別添4「水質管理目標設定項目の検査方法」に定められている農薬類(目標15)の検査方法又はそれと同等以上の検査方法で、別添4中の別紙2の測定精度を確保すること。なお、それらの検査方法については、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの一部改正について」(平成29年10月18日付薬生水発1018第2号)に基づいて評価し、妥当性を確認した方法であること。

なお、契約締結後速やかに、乙は甲に検査方法を示した標準作業手順書(SOP)を提出し、甲乙協議の上甲の了承を得ること。

(3) 検体の採取は甲が行う。

(4) 検体の引渡し的手段は送付又は直接引渡しとし、その経費は乙が負担する。

(5) 検体の採取及び引渡し月日は、甲が指定する。

(6) 検体数は、原水5検体及び浄水3検体とする。

2 分析結果については、採取日から90日以内に分析検査結果成績書2部に加え、作業記録や濃度計算書等を詳細に示した報告書1部を提出し、乙は甲にその内容について詳細に説明し甲の了承を得ること。なお、修正箇所がある場合には乙は速やかに修正を行い、甲に提出することとする。

3 この委託業務に必要な器材等は乙が用意しなければならない。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、農薬類の分析検査業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、水質管理目標設定項目に定められた農薬類の濃度確認のために、農薬類の分析検査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 乙は、別紙仕様書の内容に従って業務を行わなければならない。

（委託金）

第3条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税 円分を含む。）とする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約日の翌日から令和8年11月30日までとする。

（委託金の支払）

第5条 乙は、第13条の規定による検収を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に対して請求することができる。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規定により不納付とする。

（器材等に係る費用の負担）

第7条 委託業務に必要な器具、試薬、その他、実務実施に係る費用は、すべて乙の負担とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約により生ずる権利を担保に供してはならない。

3 甲は、この契約による成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（委託業務の調査等）

第10条 甲は、必要があると認める場合は、委託業務の処理状況について調査を行い、又は乙に対して報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して決める。

(危険負担)

第12条 委託業務の処理に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(検査結果の提出及び検収)

第13条 乙は、仕様書に基づき委託業務を実施し、検査結果を甲の指定する様式により、甲に提出し検収を受けるものとする。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(債務不履行による損害賠償等)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する額を減額して委託金等の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(乙の不完全履行責任)

第16条 甲は、第13条の検収後であっても、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し完全な履行を請求することができる。

- 2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30に相当する額の違約金の請

求を妨げないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された

場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第20条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、甲が契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

（賠償金等の徴収）

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（疑義等の決定）

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項の取扱いについては、必要に応じ誠意をもって甲乙協議の上、これを解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

積 算 書

委 託 名	農薬類の分析検査業務委託		
積 算 根 拠			
(1) 原水 1 検体の分析検査業務委託料			円 (税抜き)
(2) 浄水 1 検体の分析検査業務委託料			円 (税抜き)
(3) 原水 5 検体の分析検査業務委託料			円 (税抜き)
	円 × 5 検体 =		円 (税抜き)
(4) 浄水 3 検体の分析検査業務委託料			円 (税抜き)
	円 × 3 検体 =		円 (税抜き)
(5) 原水 5 検体・浄水 3 検体の分析検査業務委託料			円 (税抜き)
	円 +	円 =	円 (税抜き)
		円 × 1.10 =	円 (税込み)

質問・回答について

- 1 委 託 名 称 農薬類の分析検査業務委託
- 2 委 託 番 号 29
- 3 担 当 課 上・工業用水道管理課（水質試験事務所）

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年5月8日（和歌山市の休日をも定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。